

改正

昭和55年10月23日告示第642号
 昭和57年 2 月22日告示第105号
 昭和58年 3 月 3 日告示第126号
 昭和59年12月28日告示第1078号
 昭和60年11月22日告示第929号
 昭和61年11月21日告示第792号
 平成元年 3 月28日告示第285号
 平成元年 5 月19日告示第415号
 平成 5 年 3 月19日告示第277号
 平成 6 年 8 月11日告示第710号
 平成12年 9 月29日告示第708号
 平成12年11月17日告示第806号
 平成22年 4 月30日告示第272号
 平成23年10月11日告示第491号

沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年沖縄県規則第 2 号）により行う経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けは、同規則によるほか、次の基準によるものとする。

沿岸漁業改善資金貸付基準

第 1 経営等改善資金の種類ごとの貸付けの相手方

資金の種類	貸付けの相手方
1 操船作業省力化機器等設置資金 自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置（以下「機器等」という。）の設置に必要な資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）、中小企業者と農林漁業者との連携によ

	る事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号ハに掲げる措置を行うもの（以下「認定中小企業者」という。） 及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項の認定を受けた者であって同条第4項第3号に掲げる措置を行うもの（以下「促進事業者」という。）
2 漁ろう作業省力化機器等設置資金 動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	1 と同じ。
3 補機関等駆動機器等設置資金 1 及び 2 に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金	1 と同じ。
4 燃料油消費節減機器等設置資金 推進機関その他の漁船に設置される機器等であって、通常の型式のもの又は通常的方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金	1 と同じ。
5 新養殖技術導入資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術（以下「養殖技術」という。）又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金	1 と同じ。

6 資源管理型漁業推進資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営む者を構成員とする漁業協同組合、沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）、認定中小企業者及び促進事業者
7 環境対応型養殖業推進資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金	6 と同じ。
8 乗組員安全機器等設置資金 漁船に設置される転落防止用手すりその他の漁船の乗組員の生命又は身体の安全を確保するための機器等の設置に必要な資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）及び沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）
9 救命消防設備購入資金 漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消火器その他の消防設備の購入に必要な資金	8 と同じ。
10 漁船転覆防止機器等設置資金 漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金	8 と同じ。
11 漁船衝突防止機器等購入等資金	8 と同じ。

レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金	
12 漁具損壊防止機器等購入資金 漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金	8 と同じ。
13 10ワット無線電話購入等資金 的確な漁業情報を入手し、及び漁船操業の安全を確保するための無線電話の購入又は設置に必要な資金	8 と同じ。

第2 生活改善資金の種類ごとの相手方

資金の種類	貸付けの相手方
1 生活合理化設備資金 生活の合理化に資する設備又は装置の資材の購入に必要な資金	沿岸漁業の従事者
2 住居利用方式改善資金 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善その他住居の利用方式の改善に必要な資金	1 と同じ。
3 婦人・高齢者活動資金 婦人又は高齢者であって、沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るため、これらの者が共同して行う水産動植物の採捕若しくは養殖若しくは加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金	沿岸漁業の従事者の組織する団体

第3 青年漁業者等養成確保資金の種類ごとの貸付けの相手方

資金の種類	貸付けの相手方
1 研修教育資金 青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修で、農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金	青年漁業者（おおむね15歳以上40歳未満の者に限る。以下同じ。）、沿岸漁業労働従事者（おおむね15歳以上50歳未満の者に限る。）、その他の漁業を担うべき者及び沿岸漁業労働従事者を使用して沿岸漁業の経営を行う者
2 高度経営技術習得資金 青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得で、農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な資金	青年漁業者又は青年漁業者の組織する団体であって次に掲げる事項のすべてに該当するもの ア 情報関連機器等又は制御装置等の活用による高度な経営方法又は技術の習得に意欲を有すること。 イ 本資金により導入する機器の利用計画が明確に定まっており、これにより習得する経営方法又は技術が、将来において沿岸漁業経営の改善に効果的に活用されると認められるものであること。
3 漁業経営開始資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、青年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金	青年漁業者又は青年漁業者の組織する団体であって次に掲げる事項のすべてに該当するもの ア 当該地域の中核的な沿岸漁業者となり得る資質及び能力を有すること。 イ 沿岸漁業経営の担当者として必要な基本的知識及び操業方法をある程度習得していること。

第4 貸付申請書の提出期日及び貸付金の貸付決定期日は、次の表のとおりとする。ただし、知事がやむをえないと認めた場合はその限りでない。

	貸付申請書の提出期日	貸付金の貸付決定期日
--	------------	------------

第 1 回	5 月 31 日	7 月 31 日
第 2 回	9 月 30 日	11 月 30 日
第 3 回	12 月 28 日	2 月 28 日

第 5 規則第 5 条第 2 項に定める保証人の数は、次の表のとおりとする。

貸付金の額	保証人の数
1 件につき 100 万円未満	1 人
1 件につき 100 万円以上 200 万円まで	2 人
1 件につき 200 万円以上 600 万円まで	3 人

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、昭和 54 年度分の貸付金から適用する。
- 2 昭和 54 年度分の沿岸漁業改善資金の貸付けに係る貸付申請書の提出期日及び貸付決定期日は、第 4 の規定にかかわらず、次のとおりとする。

貸付申請書の提出期日	貸付金の貸付決定期日
昭和 55 年 2 月 25 日	昭和 55 年 3 月 25 日

附 則（昭和 55 年 10 月 23 日 告示第 642 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 2 月 22 日 告示第 105 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 3 日 告示第 126 号）

この告示は、昭和 58 年 3 月 3 日から施行し、改正後の沿岸漁業改善資金貸付基準の規定は、昭和 57 年度の第 4 回貸付金から適用する。

附 則（昭和 59 年 12 月 28 日 告示第 1078 号）

この告示は、昭和 59 年 12 月 28 日から施行し、改正後の沿岸漁業改善資金貸付基準の規定は、昭和 59 年 11 月 7 日から適用する。

附 則（昭和 60 年 11 月 22 日 告示第 929 号）

この告示は、昭和 60 年 11 月 22 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 11 月 21 日 告示第 792 号）

この告示は、昭和 61 年 11 月 21 日から施行し、改正後の沿岸漁業改善資金貸付基準の規定は、昭和 61 年 10 月 21 日から適用する。

附 則（平成元年 3 月 28 日 告示第 285 号）

この告示は、平成元年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成元年 5 月 19 日 告示第 415 号）

この告示は、平成元年 5 月 19 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 19 日 告示第 277 号）

この告示は、平成 5 年 3 月 19 日から施行し、改正後の沿岸漁業改善資金貸付基準の規定は、平成 5 年 3 月 2 日から適用する。

附 則（平成 6 年 8 月 11 日 告示第 710 号）

この告示は、平成 6 年 8 月 11 日から施行する。

附 則（平成 12 年 9 月 29 日 告示第 708 号）

この告示は、平成 12 年 9 月 29 日から施行する。

附 則（平成 12 年 11 月 17 日 告示第 806 号）

この告示は、平成 12 年 11 月 17 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 30 日 告示第 272 号）

この告示は、平成 22 年 4 月 30 日から施行する。

附 則（平成 23 年 10 月 11 日 告示第 491 号）

この告示は、平成 23 年 10 月 11 日から施行する。